

太陽光発電施設
(再生可能エネルギー電気事業)
設置に関するガイドライン

平成 31 年 2 月

東 御 市

目 次

1	はじめに	1
2	目的	1
3	定義	1
4	位置付け	2
5	対象	2
6	緊急連絡体制	2
7	計画～運用	
	(1) 開発事業の計画から完了までの流れ	3
	(2) 事業地の選定 設置を避けるべきエリア (レッドゾーン)	4
	(3) 事業者の遵守事項	5
	1) 計画と設計	5
	2) 地域市民との合意形成	5
	3) 災害の防止	6
	4) 市への届出 (別紙：届出書類一覧)	6、8
	5) 事業者と地元区間の協定	6
	6) 市の審査と事業者で締結する協定書 (別紙：協定書)	7、10
	7) 工事完了	7
	8) 事業終了	7
	9) その他	7
	(4) 計画に対する市民の判断基準	13
	1) 市民が判断するチェックシート	14
	2) 別紙：事業者と地元区間の協定書 (参考)	15
	3) 別紙：事業者と協議するうえで留意する事項 (参考)	17
8	東御市環境をよくする条例及び同条例施行規則 (抜粋)	22
9	関係法令等窓口一覧	27

1 はじめに

東日本大震災を起因とした東京電力福島第一原子力発電所の事故以来、エネルギーに対する考え方が変わり、安全も含めた環境保全が大切であります。

近年、再生可能エネルギーの導入が急速に拡大し、東御市においても特に日照時間が長いという地の利を生かし、自給率の向上を目指した太陽光発電設備の設置を推進しています。また、固定価格買取制度（FIT法）が導入されたことにより、市内でも急速に太陽光発電設備の設置が増加し、今後もさらなる設置が見込まれています。

環境の保全に配慮した地域住民との良好な合意形成が必要です。

2 目的

このガイドラインは、「東御市環境をよくする条例及び同条例施行規則」（以下、「条例等」という。）に基づき、市内における太陽光発電施設の設置に関し、東御市の立地条件を活かした環境に優しい新エネルギーへの転換を促進しつつ、太陽光発電事業者が事業を実施するにあたり、用地の選定から、災害の防止、自然環境・生活環境の保全、地域市民との合意形成等について必要な事項を定め、事業者が事業計画を立案する際に、あらかじめ検討しておくべき項目を具体的に示すものです。

また、市への届出を定めた条例等による協定書を締結することにより、市民の安心安全を確保することを目的としています。

3 定義

このガイドラインにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 発電施設：太陽光発電施設をいう。
- (2) 大規模発電施設：定格出力が1000キロワット以上もしくは計画区域面積が1ha以上の発電施設のものをいう。
- (3) 太陽光発電事業者（以下、「事業者」という。）：発電施設を設置する者及び当該発電施設により発電事業を行う者をいう。
- (4) 地元区及び隣接地所有者：発電施設が設置される区域に隣接する土地及び家屋の所有者並びに居住者並びに計画区域が所在する行政区の区長をいう。なお、大規模発電施設を設置する場合は、当該区域の周辺において影響が及ぶおそれのある者を含むとする。

4 位置付け

このガイドラインは、発電施設の導入促進にあたり、東御市環境をよくする条例第3条及び第27条並びに同条例施行規則第4条により、環境への負荷の低減を図るため、事業者が配慮すべき事項をとりまとめたものです。

5 対象

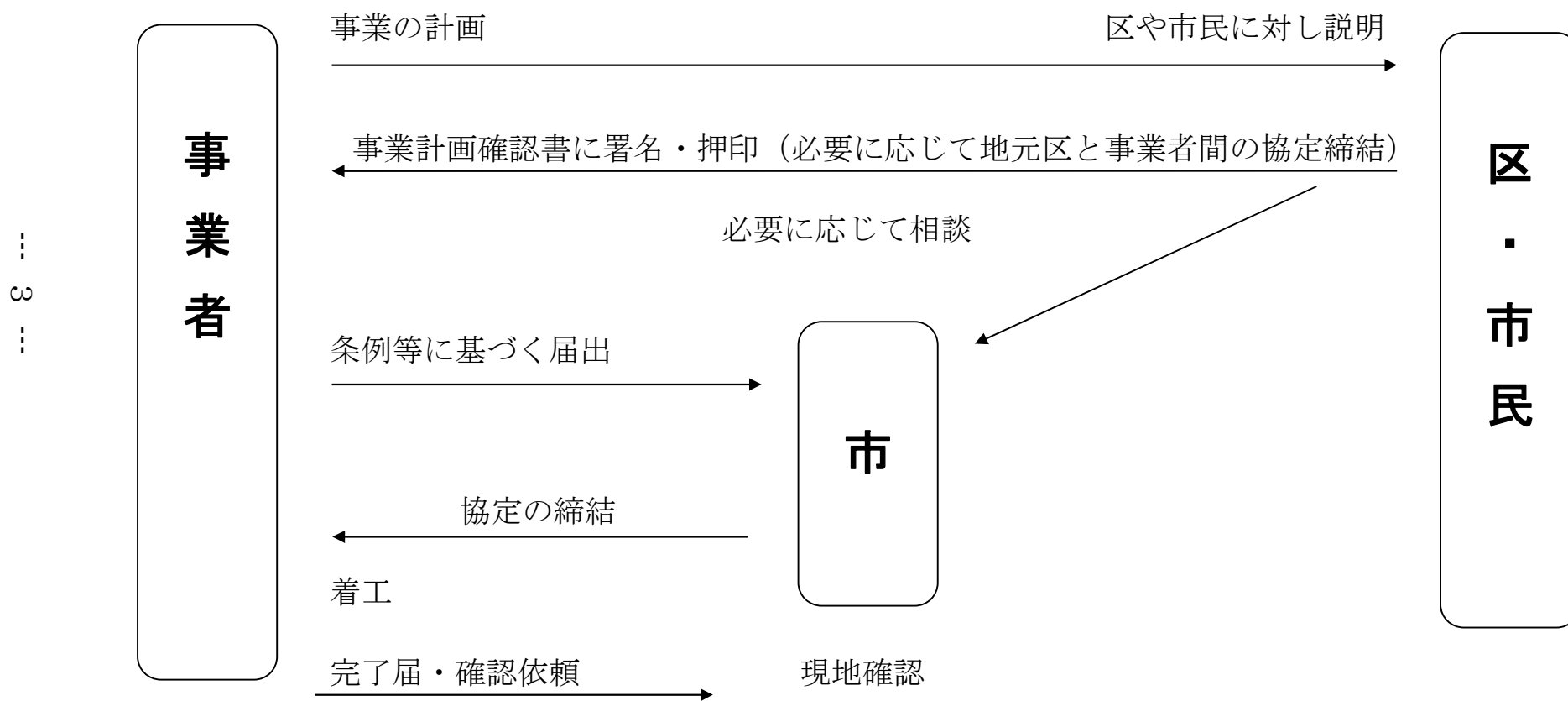
このガイドラインは、太陽光発電施設（再生可能エネルギー電気事業）で発電出力10kW以上のもので売電を目的としたものを対象とします。ただし、一般住宅の屋根及びその敷地内に設置するものは除きます。

6 緊急連絡体制



7 計画～運用

(1) 開発事業の計画から完了までの流れ



(2) 事業地の選定

太陽光発電事業の計画にあたり、事業地の選定の際には、法的な規制の有無や採算性だけでなく、防災や土地利用上の景観、環境保全や生活環境など多角的な観点から地域への影響を十分に検討することが必要です。

市ではこれらのことを踏まえ、周辺に甚大な影響を及ぼし、様々なリスクが生じる可能性があるエリアを明確化し「設置を避けるべきエリア（レッドゾーン）」を示します。このエリアは立地が望ましくないエリアです。

設置を避けるべきエリア（レッドゾーン）

	エリア	関係法令(配慮事項)
「設置を避けるべきエリア（レッドゾーン）」	砂防指定地	砂防法
	地すべり防止区域	地すべり等防止法
	急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律
	土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律
	土砂災害危険区域	国土交通省、林野庁の調査要領・点検要領により県が調査し、公表している土砂災害が発生するおそれのある箇所
	・土石流危険渓流	
	・地すべり危険箇所	
	・急傾斜地崩壊危険箇所	
	・地すべり危険地	
	保安林	森林法
	水資源保全区域	長野県豊かな水資源の保全に関する条例
	農用地区域等	農地法 農業振興地域の整備に関する法律
	・農業振興地域内の農用地区域 ・第一種農地	
	国立公園	自然公園法 自然環境保全法
	鳥獣保護区	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
	水源涵養機能増進森林	東御市森林整備計画
	山地災害防止/土壌保全機能維持増進森林	
	保健文化機能維持増進森林	

(3) 事業者の遵守事項

条例等で規定する開発事業を実施する際は、市に届出が必要です。事業計画段階で前項7-(2)の用件を十分考慮し計画地の選定をしてください。

また、想定外の降雨等により、開発における土砂、雨水の流出で地域等とトラブルになるケースがあります。事業者は、次に掲げる各項目を遵守し事業を実施してください。

1) 計画と設計

- ア 計画地は前項の事業地の選定を考慮し、著しく傾斜している土地とその周辺には計画しないこと。
- イ 土地の形質変更は必要最小限にとどめ、多量な土石の移動は極力避けること。
- ウ 切土及び盛土は必要最小限にとどめ、勾配はできるだけ緩和して法面の安定化を図ること。
- エ 道路沿いや民家等に隣接して設置する場合には、通行者、車両、民家等から直接見えないように植栽やフェンス等で目隠しを行い、可能な限り目立たないよう設計すること。
- オ 雨水、排水計画は「長野県内の降雨強度式について」を参考にし、10年確率10分で計算することを基本とするが、近隣のアメダス最大雨量等も考慮し、集中豪雨や地形も踏まえて計算すること。また、敷地内浸透を原則として雨水を一旦溜められる施設で設計すること。
- カ 施設の周囲にはフェンス等を設置し、出入口を施錠するとともに、出入口に立入りを禁止する表示を付けること。
- キ 周辺道路を通行する車両に太陽電池モジュールの反射光が当たらないようにすること。
- ク その他計画段階で条例等及び長野県基準「太陽光発電を適正に推進するための市町村対応マニュアル 事業者向け抜粋」を配慮し計画すること。

2) 地域市民との合意形成

事業の計画は地元区及び隣接地所有者に十分な説明を行い、協議し、良好な関係を保ち、合意形成を図ること。この際、必ず同意を得たことわかる書類を作成し、届出書に添付すること。また、地元区等から説明会等の要請があった場合には速やかに開催し説明責任を果たすこと。また、その結果を届出書に添付すること。

3) 災害の防止

- ア 雨水排水施設の計画にあたっては、事業地の規模、地形、周辺の状況を勘案し、原則敷地内において浸透とすること。
- イ 隣接地等に災害を及ぼすことのないように、十分な排水施設等の点検、管理を行うこと。
- ウ 発電施設に異常を来すような豪雨、落雷、洪水、暴風、豪雪等の自然災害の発生が予想される場合には、事前に事業地及び太陽光発電施設の点検を必ず行うこと。また、土地や設備に異常があることを発見した場合は、速やかに緊急対応体制により対策を市へ報告すること。
- エ 土砂、雨水の流失を防止するため、調整池等土砂流失防止施設を優先的に施工し、安全確保すること。
- オ 山林内などの傾斜地に発電施設を設置する場合には、区域外に雨水が流れないように十分な対策を講じること。また落ち葉等により浸透施設が埋もれ、機能が果たせないことのないよう、維持管理は定期的に行うこと。
- カ 自然災害等による隣接地からの倒木等により、発電設備が損害を受けぬよう考慮し緩衝地帯等を設置すること。また、第三者に損害を与えた場合には、速やかに復旧措置を講じ、損害の補償をすること。
- キ 傾斜地における土砂の流失を防止するため、防護柵等を設置し、地すべり対策をすること。
- ク 施設内は浸透シートを張り、雑草等の繁茂を抑え、農薬や除草剤の使用は極力避けること。また、浸透シートは劣化の状況により張り替えること。
- ケ 事業地の外から見やすい場所に事業者名、事業者連絡先、保守管理者名、保守管理者連絡先を表示すること。
- コ その他条例等及び長野県基準「太陽光発電を適正に推進するための市町村対応マニュアル 事業者向け抜粋」を参考にすること。

4) 市への届出

事業着工60日前までに、条例等に基づく届出書（様式第7号）を市へ提出すること。また添付書類は別紙1のとおりとする。

5) 事業者と地元区間の協定

より安心安全な合意形成を図るため、地元区等からの要請により、別紙3を参考にした協定を締結する場合もある。

6) 市の審査と事業者で締結する協定書

市は届出書を受領し、計画が条例等に合致しているか審査を行います。計画が適当であると認められると、東御市環境をよくする条例第43条に基づく別紙2の協定書を締結します。

工事着手は協定締結後とし、協定書第12条に基づく協議事項では着工前に各課との調整や指示事項を遵守してください。

7) 工事完了

当該工事の完了した日から7日以内に条例等で定めるところにより、市長に届出をし、完了確認を受けること。なお、この時届出の内容と相違するものや工事不十分と判断があった場合には、条例第30条第2項により市から指示を行います。

8) 事業終了

発電事業を終了する場合は、解体・撤去を適正に行い、廃止後は着工前の状態に復旧を行うこと。

9) その他

発電施設の計画から終了まで、以下を参考とすること。

- ・太陽光発電協会が運営するホームページ

(<http://www.jpea.gr.jp>)

- ・長野県景観条例

(<https://www.pref.nagano.lg.jp/toshikei/sumai/jore.html>)

- ・長野県基準「太陽光発電を適正に推進するための市町村対応マニュアル 事業者向け抜粋」

(<https://www.pref.nagano.lg.jp/ontai/20160627solar-manual.html>)

届出書類一覧

別紙 1

【届出書】 開発事業（土地形質変更）新規・変更届出書（様式第7号）

【添付書類】

- (1) 付近見取図
 - 位置図または案内図
- (2) 造成平面図
 - 利用計画平面図（レイアウト図）
 - ※設置パネル数及び総発電出力の記載すること
- (3) 縦断面図
 - 造成断面図
 - 太陽光パネル 断面図
 - ※製品既製図で代用する場合は、日本語表示のものとする
- (4) 排水路図
 - 雨水排水計画書
 - ※長野県HP「長野県内の降雨強度式について」
(<http://www.pref.nagano.lg.jp/kasen/infra/kasen/keikaku/koukyodo.html>)
の上田地域を参考に計算すること
 - ※10年に1度の雨が10分間降った場合で計算すること（10年確率10分）を基本とするが、近年の集中豪雨や地形も踏まえてこれ以上とすること
 - 雨水排水施設計画図
- (5) 関連事業関係詳細図
 - 太陽光パネル仕様書（写し可）
 - 太陽光発電設備配線図
 - 売電搬送電線位置図
 - ※発電地点（起点）から買取地点（電柱終点）及び電柱立面図
 - メンテナンス体制図
 - 工事工程表
- (6) 公図の写し
 - 公図（写し可） ※計画個所がわかるようにすること
 - 登記事項証明書 または登記事項要約書（写し可）
 - ※届出者と土地所有者が一致すること
 - ※土地を賃貸する場合は、届出者と土地所有者が締結した賃貸借契約書の写しを添付すること
 - ※土地を売買する場合で所有権移転前の場合は、土地売買契約書の写しを添付すること

(7) その他必要な書類

- 確約書 : 様式ダウンロード可能
- 事業計画確認書 : 様式ダウンロード可能
- 隣接者同意書 : 任意様式

※合意を得るため、区長(自治会長)及び設置場所の隣接地権者へ十分説明を行い、同意、又は事業計画確認の分かる書類を添付すること。また、設置場所が区の境に位置する場合は、関係する全ての区へ事前説明を行うこと

※計画地から雨水などを道路側溝や用水路等に排水する場合は、その管理者に事前説明を行うこと

- 説明経過書 : 様式有(任意様式による作成も可)

※地元合意を得るため、設置場所の近隣市民等に対しどう説明し、どう対応したかを記録すること。地元からの意見・要望が出た際はそれも記録し、事業計画に反映させること

- 経済産業省への関係書類の写し一式

※再生可能エネルギー発電設備の認定通知又は認定申請書写し

- 発電事業者と買い取り会社との系統連系に関する契約書の写し(届出に間に合わない場合は、申込書の写し)

- 届出者が法人の場合、定款

- 届出書類を司法書士や行政書士などが代行する場合、届出者からの委任状

【届出にかかる留意事項】

- ・提出部数は正副2部です。
- ・届出時期は、造成を含む工事着工の60日前までです。
- ・事業予定地が国道18号南側30m以北の都市計画区域の景観育成重点地域では、太陽光モジュールの面積が水平投影面積で20㎡を超えるもの、景観育成重点地域以外の一般地域では、太陽光モジュールの面積が水平投影面積で1,000㎡を超えるものについて、長野県景観条例の届出が必要ですので、建設課にご相談ください。
- ・事業予定地が農地の場合、農振農用地除外・農地転用の手続きが必要ですので、農林課及び農業委員会にご相談ください。
- ・事業予定地が山林の場合、伐採するには「林地開発」または「伐採届」の手続きが必要ですので農林課にご相談ください。
- ・事業予定地が埋蔵文化財の地域指定に該当する場合、手続きが必要ですので生涯学習課にお問い合わせください。
- ・事業予定地が公共下水道区域に該当する場合、下水道受益者負担金(600円/㎡)が発生しますので上下水道課にお問い合わせください。

協 定 書

別紙 2

東御市長（以下「甲」という。）と事業者（東御市環境をよくする条例第2条第1項（5）に規定する特定事業者。以下「乙」という。）とは、乙が実施する事業（東御市環境をよくする条例第2条第1項（6）および（8）に規定する特定事業または開発事業。以下「事業」という。）に関して、東御市環境をよくする条例第43条の規定により、以下のとおり協定を締結する。

乙の氏名または名称： ○○会社 ○○○○

事業の種類及び区分： 開発事業 （再生可能エネルギー・太陽光発電施設）

事業を実施する場所： 東御市○○○番地

（信義・誠実の義務）

第1条 甲および乙は、信義、誠実をもってこの協定を忠実に履行しなければならない。

（遵守の義務）

第2条 乙は、法令および東御市環境をよくする条例等を遵守し、公害および災害（以下「公害等」という。）の発生防止並びに環境保全に万全を期さなければならない。

（確認）

第3条 乙は、事業に係る工事が完成したときは、すみやかに甲に事業完了の届出をし、甲の確認を受けなければならない。

2 乙は、前項の確認において改善の必要があると認められた場合は、甲の指示に従い必要な措置を講じるものとする。

3 乙は、事業計画の変更または増設しようとするときも前項と同様とする。

（道路計画）

第4条 乙は、事業に必要な幹線および支線道路を整備する場合には、甲の地域開発計画に協力するものとし、甲の指導のもとにすべて舗装し、側溝は流末先まで完全なものを設置するとともに、安全施設等も乙の負担において整備するものとする。

（用水計画）

第5条 乙は、事業において水道を必要とする場合には、水道計画について市水道管理者と協議し、具体的な指示を受けて施工しなければならない。

（排水計画）

第6条 乙は、事業に伴う汚水、雨水および泥水等の処理については、市下水道管理者および甲の指示に従い、下水道接続または浄化槽、沈殿槽、浸透枳等の処理施設の設置等により適切に処理し、隣接地その他へ影響がないようにしなければならない。

2 前項の流末処理を河川又は側溝等に放流する場合は、関係地域市民の代表並びに関係水利権者と協議し、承諾を得るものとする。

(公害防止及び防災計画)

第7条 乙は、事業に伴い必要と認められる公害防止及び防災施設については、甲の監督、指示に従って設計施工し、公害等の発生防止について万全を期さなければならない。

2 前項の公害防止及び防災施設は、他の施設および工事に先行して施工しなければならない。

(公害等発生 of 措置)

第8条 乙は、前各条の措置を講じたにもかかわらず公害等の発生のおそれが生じ、または公害等が発生した場合は、甲と協議のうえ甲の指示に従い、乙の責任においてすみやかに必要な措置を講じなければならない。

(補償の責任)

第9条 乙は、本事業に起因して第三者に損害を与えた場合には、速やかに復旧措置を講じるとともに、損失の補償について誠実に履行しなければならない。

(事業の終了)

第10条 発電事業を終了する場合には設備を解体し、廃棄する場合は、法令に基づき適正に処理を行わなければならない。撤去後は整地を行い、植栽等の現状回復を速やかに行わなければならない。

(権利義務の承継)

第11条 乙は、乙の計画した事業を第三者に譲渡もしくは移転したときは、本協定に定めた事項のすべてを承継し、乙の負担する権利義務は、乙および譲受人が連帯してその責任を負うものとする。

(定めのない事項の処理)

第12条 本協定に定めのない事項については、法令に定めるところによるもののほか、甲乙協議のうえ処理するものとする。

(協定実施の期日)

第13条 この協定は、 年 月 日から実施する。

上記の協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙各1通を所有する。

年 月 日

(甲) 住 所 長野県東御市県281番地2
氏 名 長野県東御市長

Ⓜ

(乙) 住 所
氏 名

Ⓜ

(4) 計画に対する市民の判断基準

条例等で規定する開発事業を実施する際は、市に届出が必要となり、その届出には、区等に事業説明を行なったことがわかる書類として、区等の長の署名・押印がされた「事業計画確認書」及び周辺利害関係者（土地隣接者）の確認又は同意がされたことのわかる書類の添付が必須となっています。

事業者等が事業説明に訪れた際は、次のチェックシートを参考にしてください。

また、場合によっては地元区と事業者間で別紙3、事業者と地元区間の協定書を参考に協定を締結することもよいでしょう。

大規模発電施設であれば様々なリスクが懸念されます。この場合には別紙4、事業者と協議するうえで留意する事項（長野県基準）を参考にし、環境に配慮され安全安心な計画であるかご判断ください。なお、地域や設置される地形等により、全てあてはまるものではございません。

対応に迷うような場合は、市生活環境課環境対策係へご相談ください。

1) 市民が判断するチェックシート

チェック項目	チェック欄	留意する点
事業者が明確になっていますか	<input type="checkbox"/>	住所、連絡先の明記
施工業者が明確になっていますか	<input type="checkbox"/>	住所、連絡先の明記
位置図、配置図はありますか	<input type="checkbox"/>	敷地面積や規模の明記 具体例：○○㎡、○○戸、 ○○kW など
配置図等に安全対策は明確になっていますか	<input type="checkbox"/>	具体例：フェンスの設置、景 観に配慮した植栽など
雨水排水処理計画書はありますか	<input type="checkbox"/>	・10年に1度の大雨を想 定しているか ・処理施設は雨水を一旦 溜められるものになって いるか
隣地及び周辺に災害の危険はないですか	<input type="checkbox"/>	事業者が配慮すべき事項を遵 守しているか
工事工程表はありますか	<input type="checkbox"/>	
管理体制図（緊急対応図など）はありますか	<input type="checkbox"/>	緊急時に連絡できるもの になっているか
区役員又は区民への説明がありましたか また、必要に応じて、事業者等は説明会を行いましたか	<input type="checkbox"/>	立地条件や開発規模によっ て、参集者を判断 参集範囲例：区役員、隣組、 全区民、中山間協議会役員、 多面的機能支払役員、水利組 合役員など
発電事業を終了とするときの具体的な計画は ありますか	<input type="checkbox"/>	撤去費は建設費の5%程度と いわれています
説明会等での地域市民の意見は、最終計画に 反映されましたか	<input type="checkbox"/>	必要に応じて、説明会を再 度開催

協 定 書

〇〇区 (以下「甲」という) と、〇〇〇〇株式会社 (以下「乙」という) とは、乙が実施する太陽光発電所 (以下「本発電所」という) の設置と運営事業 (以下「事業」という) に関して、〇〇〇 (以下「丙」という) を立会人として、以下のとおり協定を締結する。

(事業の実施)

第1条 乙は、この協定の定めるところにより、次の事業を実施する。

- 事業の種類 : 太陽光発電事業 (太陽光発電施設の設置と管理運営)
事業地 : 東御市〇〇字〇〇 〇〇番地
事業面積 : 〇〇平方メートル
事業規模 : 太陽光発電パネル : 〇〇枚、発電容量 : 〇〇kW

(乙の責務)

第2条 乙は、事業の実施に当たっては、〇〇株式会社と東御市長とで〇〇年〇月〇日に締結された協定書 (協定書別紙を含む) の各事項を遵守し災害および公害 (以下「災害等」という) の発生防止ならびに環境保全に万全な施策を講じなければならない。

(甲、乙の協力)

第3条 甲および乙は、第1条に掲げる事業の実施に伴い、相互に緊密な連絡調整を図り、乙の事業が円滑かつ適切に実施されるように努めなければならない。

- 2 緊密な連絡を目的とする連絡網に従い遅滞なく対応すること。
- 3 この連絡網に変更あるときは、遅滞なく連絡網を更新すること。

(工事の完了)

第4条 乙は、工事 (本発電所の設置に係る工事をいう。以下同じ。) が完了したときは、すみやかに甲に対し工事が完了した旨文書をもって伝えるものとする。

- 2 乙は、前項の完了報告において改善の必要があると認められた場合は、必要な措置を講じることについて甲と協議するものとする。
- 3 乙は、事業計画の変更が必要なときは甲および丙と協議をし、事業計画の変更に伴う工事が完了したときは、前二項と同様とする。
- 4 乙は、少なくとも年1回現地の状況確認を実施するものとし、甲は乙の現地確認に立ち会うことができるものとする。

(事業地の管理)

第5条 乙は事業に伴う汚水、雨水、泥水および騒音等の処理について、隣接地およびその他への影響を与えることが無いように努めなければならない。

(災害等発生 of 措置)

第6条 乙は、前条にかかわらず災害等の発生のおそれが生じ、または災害等が発生した場合は、乙の責任においてすみやかに甲と協議のうえ定める必要な措置を講じなければならない。

(補償の責任)

第7条 乙は、事業に起因して物損等の被害が生じた場合は、その損害の全額を補償する。

2 被害対象については甲乙協議するものとする。

(免責)

第8条 自然災害に起因して生じた乙施設の損壊に関して〇〇〇は免責されるものとする。

(事業の譲渡および承継)

第9条 乙または譲受人が、譲受人以外の第三者に地位等を譲渡もしくは移転したときは、譲渡もしくは移転を受けた第三者は、この協定書に定めた事項のすべてを承継する。

(事業の終了)

第10条 乙は、第1条に掲げる事業を終了しようとするときは、事前に事業の終了の日、終了の方法その他の詳細について通知するものとする。

(事業の撤退)

第11条 乙が事業を終了する場合は、太陽光発電設備を含む施設等の解体・撤去を適正、かつ速やかに行うこと。また、FIT制度に基づき、撤去費用として資本費の5%をあらかじめ積み立てること。

(疑義等の処理)

第12条 この協定書に定める事項について疑義が生じたときまたはこの協定に定めのない事項については、法令の定めるところによるもののほか、甲乙協議して定める。

(協定実施の期日)

第13条 この協定は、 年 月 日から実施する。

上記の協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙各1通を所有する。

年 月 日

区 (甲) 住所

氏名

印

事業者 (乙) 住所

氏名

印

必要に応じて、市へ立会人として連名を依頼する。

(立会人) 住所

氏名

印

【植生の保護】

- 現存する植生は、開発区域全面積の〇パーセント以上残すこと。
- 樹木の伐採は必要最小限にとどめ、移植できる樹木は開発区域内に生育環境を整備して移植するなどの措置を講ずること。
- 新たに植栽を行う場合は、地域の自然植生に適合した樹種を選定すること。

【土地の形質の保全】

- 土地の形質変更は必要最小限にとどめ、多量な土石の移動は極力避けること。
- やむを得ず移動する場合には、擁壁、水抜きを設置、段切り等を行い、土石の流出防止に万全を期すこと。
- 擁壁工を必要とする場合は、できる限り自然石による石積み又は石張工とすること。
- 擁壁の必要ない法面等については、植林、芝張り、種子吹付、その他現地に適した工法により緑化修景すること。
- 切土及び盛土は必要最小限にとどめ、勾配はできるだけ緩和して法面の安定化を図ること。

【希少野生動植物の保全】

- 希少野生動植物（レッドリスト及び長野県版レッドリストに掲載の動植物）の生息地及びその周辺には太陽光発電設備を設置しない又は適切な保全措置を講ずること。

【災害の防止】

- 土砂流出等災害を未然に防止するため、沈砂池、シガラ柵等防災施設の設置を先行し、下流に対する安全を確保すること。
- 洪水調整池の使用にあたっては、諸法令の許可基準を遵守し、維持管理を適正に行うとともに、調整可能量のチェックを行うこと。
- 事業地内に十分な雨水の浸透施設を設置するなどの排水対策を行うこと。
- 防災施設の設置にあたっては、他法令の規定による許可条件等に違反しないよう留意すること。
- 降雨時には事業地を監視し、災害の予兆等の異常がある場合には速やかに甲（及び市町村）に連絡すること。
- 落雷、洪水、台風、大雪、地震等の異常気象発生後は速やかに現地にて異常がないか確認し、異常が発見された場合には早急に対応するとともに、甲（及び市町村）に報告すること。
- （がけ崩れ、出水のおそれがある土地の場合）地盤改良や擁壁工を行うこと。

- （地盤が軟弱な場合）地盤改良や擁壁工の措置を行うとともに、区域外での隆起や沈下が生じないように、土の置換や水抜き等を行うこと。
- （切土や盛土により「がけ」が生じる場合）がけの上端に続く地盤面は、雨水等ががけの反対方向へ流れるような勾配にすること。
- （切土によるすべりやすい土質がある場合）杭打ち、土地の置換等のすべり対策を行うこと。
- （盛土を行う場合）ゆるみ、沈下又は崩壊が生じないように、概ね〇〇cm以下の厚みの層に分けた土盛り、ローラーその他これに類する建設機械を用いた締め固め及び必要に応じ地すべり抑止杭設置を行うこと。
- （傾斜地に盛土を行う場合）段切り等のすべり面対策を行うこと。
- （切土、盛土を行う場合）擁壁、石張り、芝張り、モルタルの吹付等の切土・盛土面の保護を行うこと。
- （切土、盛土を行う場合で地下水によりがけ崩れや土砂の流出のおそれがある場合）開発区域内の地下水を排出する排水施設を設置すること。
- （擁壁を設置する場合）擁壁については、構造計算等による安全の確認を行い、裏面排水の措置を行うこと。
- （高さ2m以上のがけに擁壁を設置する場合）擁壁については、建築基準法施行令第142条の規定を準用した構造とすること。

【水資源の保護及び水質保全】

- 開発地域内の給水は既存の水源から取水することとし、開発地域内ではボーリング等による取水は一切行わないこと。
- 水資源保護及び水質保全については甲と十分協議し、既存水源の水量及び水質の維持に支障がないよう水源周辺の保護を図るとともに、下流水利権者と調整すること。
- （事業の実施場所付近に水源がある場合）事業地内の雨水はできる限り浸透させ、地下水の涵養に努めること。

【環境衛生及び環境の保持】

- 雑排水及び廃棄物等による環境汚染を防止すること。
- 管理事務所等の施設を設置する場合には、し尿及び雑排水は合併処理により放流水のBOD値を〇〇ppm以下に処理し、処理水を地下浸透する場合は、十分土壌に吸収還元され地下水に影響を及ぼさないよう処理すること。

【景観の保全】

- 太陽電池モジュールの色彩は、周囲と調和した色彩とし、低明度かつ低彩度で目立たないものとするとともに、原則として、黒、グレー系又はダークブラウンの中から周囲と調和するものを選択すること。
- 太陽電池モジュールは、低反射のものを使用するとともに、文字、絵、図等が目立たない又は描かれていないものを使用すること
- フレームについては、素材は低反射のものを使用し、色彩は景観形成拠点等からの影響が無いよう、景観に配慮されたものを使用すること。
- パワーコンディショナー、分電盤、フェンス等の付属設備の色彩は、景観形成拠点等からの影響が無いよう、景観に調和したものとする。
- （道路沿いや民家等に隣接して設置する場合）通行者、通行車両、民家等から直接見えないように植栽やフェンス等で目隠しを行い、可能な限り目立たないようにすること。
- （尾根線上、丘陵地又は高台に設置する場合）太陽光発電施設の設置及び樹木の伐採により稜線を乱すことが無いようにすること。
- （主要な道路から視認できる場合）主要な道路（国道〇〇号線）から望見できないよう、植栽又は不透過性のフェンス若しくはその双方を設置すること。
- （主要な眺望点から視認できる場合）主要な眺望点（〇〇展望台）からの眺望に配慮し、太陽光発電設備の色彩を背景と同化させることや植栽を用いる等、人工物の存在感を軽減させること。
- （景観形成拠点等から視認できる場合）電線類は可能な限り地中化すること。

【太陽光発電設備設置工事】

- 施工業者は可能な限り〇〇市町村内の事業者とすること。
- 太陽光発電設備設置工事にあたっては、不測の災害を未然に防止するため、防災設備及び道路施設が完成した後に着工すること。
- 降水量が多い時期には、土砂流出等の災害防止策を履行すること。
- 太陽光発電設備設置工事中及び完成後において、降雨時には常にパトロールを実施し、関係市民、農地及び林地等へ被害を与えないよう万全の措置を講ずること。
- 太陽光発電設備設置工事中及び完成後において、進入路及び管理用道路等の危険個所に交通安全施設及び標識を措置し、安全かつ円滑な通行を確保すること。
- 管理用道路の縦断勾配が〇パーセントを超える箇所については、舗装の上、滑止めを施工すること。
- 一般交通車輛等の安全を図るため、工事期間中は要所に交通誘導員を配置する等、万全の措置を講ずること。

- 太陽光発電設備設置工事にあたっては、重機の使用や大型車両等の通行等による大気汚染、水質汚濁、騒音等を防止するよう万全の措置を講ずること。
- 予め工事関係者に対して本協定の内容を周知徹底させ、秩序ある工事を行うよう指導すること。
- 事業地において埋蔵文化財等の発見があった場合には、直ちに工事を中止するとともに関係機関に連絡し、その指示に従うこと。
- 工事期間中においては、工事目的、工事期間、発電事業者名、発電事業者の連絡先、施工業者名及び施工業者の連絡先を表示すること。

【太陽光発電設備の設置及び管理】

- 著しく傾斜している土地とその周辺には太陽光発電設備を設置しないこと。
- 県道〇〇線を通行する車両に設備の反射光が当たらないよう考慮すること。
- （事業地が家屋に隣接している場合）低周波音を防止するため、パワーコンディショナーは家屋から可能な限り離れた場所に設置する又は防音壁を設置すること。
- 発電所の周囲にはフェンス等を設置し、出入口を施錠するとともに、出入り口に立ち入りを禁止する表示をする等の立ち入り防止措置を講ずること。
- 事業地の入口に事業者名、事業者連絡先、保守管理者名及び保守管理者連絡先を表示すること。
- 設備の保守および管理については、〇〇市町村内の事業者に委託すること。
- （事業の実施場所付近に水源又は住宅地がある場合）事業地の管理にあたっては、農薬及び除草剤は使用しないこと。

【太陽光発電事業を終了する場合の取扱い】

- 乙が事業を終了する場合は、太陽光発電設備を含む設備及び施設等の解体・撤去・整地・植栽等の原状回復を適正、かつ、速やかに行うこと。
- 乙の責めに帰することができない事由がある場合を除き、乙が協議により決定した期日までに太陽光発電設備を撤去等しない場合は、甲に対して違約金（金〇〇円）を支払うこと。
- 乙は予め太陽光発電設備の撤去費相当額（金〇〇円）を金融機関に預託し、甲が管理すること。
- 太陽光発電設備の撤去にあたり廃棄が必要となる場合には、関係諸法令等に基づき適切に処理すること。

【損害賠償等】

- 乙は、開発事業に起因する土砂流出等による災害の発生、水源の減水及び水質の汚染等により乙以外に損害を与えた場合には、誠意をもって速やかに復旧措置を講ずるとともに、損失の補償にあたっては誠実に履行すること。
- 資材運搬等に使用する公道が通行の安全確保に支障があると道路管理者等の関係機関が認めた場合、又は損傷を与えた場合は速やかに道路管理者と協議し、乙の負担により必要な工事等を施工すること。

【その他】

- 事業の実施にあたっては、事前に関係諸法令等における必要な手続きが完了していることを確認し、許可条件等を十分遵守し違反等のないように施工すること。
- 当該行為の着手及び完了時には、速やかに甲にその旨を文書で通知すること。
- 乙は、天災、事故、機器の故障等のトラブルが生じた場合の対応についてマニュアルを作成し、発電事業の開始までに甲（及び立会人）に提出すること。
- 立会人は、本協定の内容が遵守されるよう、必要に応じ甲又は乙に対して助言を行うこと。

8 東御市環境をよくする条例及び同条例施行規則（抜粋）

●東御市環境をよくする条例

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(8) 開発事業 保健休養地開発事業、さく井事業、宅地造成事業等の自然環境及び生活環境を破壊するおそれのある事業で、規則で定めるものをいう。

(14) 開発基準 開発事業を行う者が、その事業を行うときに遵守すべき最少限度の基準をいう。

（基本理念）

第3条 環境保全は、すべての市民が豊かな自然の恵みを享受し、健康で快適な生活を営むことができるよう推進され、かつ、それが将来にわたって維持されるよう適切に行われなければならない。

2 環境保全は、すべての者の適切な役割分担のもとに、自主的かつ積極的に推進されなければならない。

3 環境保全は、地域の環境が地球環境と深く関わっていることに配慮するとともに、地域で共有する財産であることを認識し、すべての事業活動及び日常生活において、地球環境の保全及び向上に資するよう行われなければならない。

（規制基準及び開発基準）

第7条 市長は、規制基準及び開発基準を規則で定めるものとする。

（開発事業の届出）

第27条 開発事業を行おうとする者は、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 事業所の名称及び所在地

(3) 事業の種類及び規模

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が定める事項

（変更の届出）

第28条 前条に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ市長に届け出なければならない。

（実施の制限）

第29条 第27条の規定による届出をした者は、その届出を受理された日から60日を経過した後でなければ、届出に係る工事に着手してはならない。ただし、市長が期間の短縮を認めたときは、この限りでない。

2 市長は、前項の期間内にその届出による事業が開発基準に適合しないと認めるときは、

その届出をした者に対し、期限を定めて当該事業に係る計画の変更、制限その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(完了届及び確認)

第30条 第27条の規定による届出をした者は、開発事業に係る工事を完了したときは、当該工事の完了後7日以内に規則で定めるところにより市長に届出をし、当該工事の完了の確認を受けなければならない。

2 市長は、前項の確認の際、第27条又は第28条の規定による届出の内容と相違するものがあつた場合は、届出のとおり実施するよう命ずることができる。

(改善勧告)

第31条 市長は、開発事業を行っている者が開発基準に適合しなくなつたとき又は適合しなくなるおそれがあるときは、その者に対し、期限を定めて必要な措置又は改善を勧告することができる。

(停止命令等)

第32条 市長は、開発事業を行っている者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その事業の停止若しくは改善又は原状回復その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(1) 第27条及び第28条の規定に違反したもの

(2) 前条の規定による勧告に従わないもの

(措置の届出)

第33条 第29条第2項、第31条又は前条の規定により勧告又は命令を受けた者は、当該勧告又は命令に基づく改善等の措置を完了したときは、当該措置の完了後7日以内に規則の定めるところにより市長に届出をし、その確認を受けなければならない。

(協定の締結)

第43条 事業者は、市長が環境保全のため必要があると認めるときは、環境保全に関する協定を締結しなければならない。

(協定の履行の確保)

第44条 市長は、前条の規定により協定を締結したときは、当該協定に違反しようとし、又は違反したと認められる者に対して、当該協定の履行の確保について必要な措置をとらなければならない。

●東御市環境をよくする条例施行規則

(開発事業)

第4条 条例第2条第1項8条の規則で定める開発事業は、別表第2に掲げるものとする。

(規制基準等)

第7条 条例第7条の規定による規制基準は、別表第4及び別表第5に掲げるとおりとし、同条の規定による開発基準は、別表第6に掲げるとおりとする。

別表第 2 (第 4 条関係)

番号	区分	種類及び規模
1	宅地造成事業	分譲及び貸付けを目的とした宅地造成。ただし、個人が建設する営利目的ではない住宅の造成を除く。
2	商工業用地造成事業	商工業施設の建設を目的とした造成。ただし、千曲川以北上信越自動車道以南の範囲にあつては、面積 500 平方メートル以上のもの
3	保健休養地開発事業	上信越自動車道以北における、別荘（生活の本拠とする専用住宅は除く。）、宿泊施設、学校又は会社等の施設及びこれらに類する施設の建設及び造成
4	さく井事業	揚水を目的としたさく孔で深さ 15 メートル以上のもの
5	土石採取事業	土石の採取を目的とした掘削及び移動。ただし、千曲川以北上信越自動車道以南の範囲にあつては、面積が 1,000 平方メートル以上又は容積が 5,000 立方メートル以上のもの
6	塔建設事業	鉄塔、電柱その他これらに類する構造物の建設で地上高 15 メートル以上のもの
7	屋外広告物設置事業	屋外広告物の設置で、表示面積の合計が 15 平方メートルを超えるもの。ただし、長野県屋外広告物条例に基づく屋外広告物の禁止地域及び許可地域を除く。
8	再生可能エネルギー電気事業	太陽光発電等で、出力 10kW 以上のもの。ただし、一般住宅（店舗との併用住宅を含み、賃貸集合住宅は除く。）の屋根及びその敷地内に設置するものを除く。

別表第 6 (第 7 条関係)

1 開発基準（共通事項）

ア 開発区域内に既存道路がある場合、当該道路の取扱いについては、道路管理者と事前協議すること。

イ 敷地境界は、境界杭等により明示すること。

ウ 事業者は、開発に係る区域の区又は自治区の長及びその周辺の利害関係者に対し、事業着手前に開発事業計画を十分説明し、事業計画の確認又は同意を得たことが確認できる書面を届出書に添付すること。

エ 開発事業を行うことにより公共施設に影響を与えた場合は、当該施設の復旧又は修繕等に要する経費は、原則として事業者の負担とする。

オ 開発事業の施行にあたり、周囲に影響を及ぼすおそれのある場合は、防災対策を実施すること。この場合において、防災対策はすべての開発事業の本工事に先駆けて行うこと。

カ 史跡、埋蔵文化財等の保護等については、東御市教育委員会と協議すること。

2 宅地造成事業及び商工業用地造成事業の開発基準

(1) 道路

ア 次の各号に掲げる道路の構造については、当該定める基準による。

(ア) 建築基準法第 42 条第 1 項 5 号の規定による道路位置指定する道路 長野県が定める最新の道路位置指定に関する取扱要領及び技術基準によること。

(イ) (ア) 以外の道路 道路構造令（昭和 45 年政令第 320 号）及び舗装設計施工指針並びに東御市移動等円滑化のために必要な市道の構造に関する基準を定める条例（平成 25 年東御市条例第 5 号）及び東御市市道の構造の技術的基準を定める条例（平成 25 年東御市条例第 3 号）に準拠すること。

イ 道路には、必要な区間に車両の安全及び歩行者の保護のため、カーブミラー、ガードレール等の安全施設を設置すること。ただし、設置にあたり市と事前に協議すること。

ウ 市道認定を希望する場合は、別に定める取扱要綱によること。

エ 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 2 項の規定による道路に接続する敷地は、その道路中心線より水平距離 2 メートル以内に工作物等を設置しないこと。この場合において、道路と敷地に高低差がある後退距離については、市と協議を行うこと。

(2) 緑地及び公園

ア 開発区域内は緑化に努めること。

イ 開発区域内に設置した緑地及び公園の維持管理は、開発事業者が行うものとする。ただし、周辺地域の状況等により、市が維持管理を行う必要があると認める場合は、この限りではない。

(3) 消防及び防犯施設

ア 消火栓及び防火水槽は、市及び東御消防署と管理区分を含め協議し、指示に従い設置すること。

イ 開発区域内に設置した消防水利には、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 21 条第 2 項に定める水利標識を設置すること。

ウ 開発区域内において、必要に応じて外灯及び防犯灯を設置すること。この場合において、設置及び維持管理について、市と協議すること。

(4) 給水施設

ア 上水道施設の計画、設計及び施工は、水道事業管理者と事前協議すること。

イ 開発区域内の給水施設に要する経費は、開発事業者が負担すること。

(6) 雨水排水処理

ア 開発区域内における雨水等を有効に排出するため、長野県が定める開発許可審査指針の規定により設計された排水施設を設け、流末まで完全なものを設置すること。ただし、既存の水路及び河川に放流する場合は、管理者の許可を得ること。

イ アによることが困難な場合は、市と事前協議すること。

(8) その他の事項

- ア 土羽及び擁壁等の施工については、長野県が定める設計基準等に基づき実施すること。
- イ 土地の形質変更は最小限にとどめ、多量の土石の移動は極力避けるものとする。やむを得ず移動する場合は、擁壁、水抜きを設置、段切り等を行い、土石流出防止に万全を期するものとする。なお、擁壁を必要としない法面等についても、植林、芝張り、植栽等による緑化修景を速やかに実施すること。
- ウ 開発区域が将来新しい区又は支区を設ける必要があると認められる規模の場合は、集会施設等の公共用地をあらかじめ確保すること。

8 再生可能エネルギー電気事業の開発基準

- ア 雨水排水処理については、宅地造成事業及び商工業用地造成事業の開発基準(6)雨水排水処理に準じること。
- イ 保安上危険となる箇所には防護柵等を設置すること。
- ウ 定期的な維持管理を行うこととし、管理者の連絡先等を掲出すること。

9 関係法令等窓口一覧

手続 (関連法規)	手続が必要となる場合	確認方法・手続内容	問合せ先・提出先
(土地事後利用計画)の届出	土地売買等の契約(予約を含む)を締結した場合 ・市街化区域: 2,000㎡以上 ・市街地区域を除く都市計画区域: 5,000㎡以上 ・都市計画区域以外の区域: 10,000㎡以上	土地に関する権利の取得者は、その契約を締結した日から起算して2週間以内に、法律に掲げる事項を、当該土地が所在する市町村の長を経由して都道府県知事に届け出なければならない。	※市企画振興課企画政策係 ☎0268-64-5893 長野県企画振興部 地域振興課 (土地対策係) ☎026-235-7025
(都市計画法)	開発行為をしようとする場合 ・市街化区域: 1,000㎡以上 ・市街化調整区域: 全て ・区域区分が定められていない都市計画区域及び準都市計画区域: 3,000㎡以上 ・都市計画区域及び準都市計画区域外の区域: 1ha以上 ※再生可能エネルギー施設の建設にあたり、建築物の建築を伴う土地の区画形質の変更があれば開発許可が必要となるものであって、全ての再生可能エネルギー施設の建設が開発許可の対象となるわけではない。 ※太陽光発電設備(建築基準法上の建築物でないもの)の付属施設について、その用途、規模、配置や発電設備との不可分性等から、主として当該付属施設の建築を目的とした開発行為に当たらないと開発許可権者が判断した場合には、開発許可は不要。	都市計画法等の閲覧又は都道府県等の開発許可担当部局への照会等により、事業区域が左記区域のいずれかに該当するかを確認する。 左記要件に該当する場合には、都道府県知事(指定都市等の区域内にあっては、当該指定都市等の長)の許可を受けなければならない。	※市建設課住宅係 ☎0268-64-5882 ※上田建設事務所建築課 ☎0268-25-7143 長野県建設部都市・まちづくり課(都市計画法係) ☎026-235-7297
(道路占用許可)手続	道路敷内にやむを得ず工作物等を設置や施工をするために道路を占用する場合	道路占用許可申請書を提出し、道路管理者の許可を受けなければならない。	※国道: 長野国道事務所管理第一課 ☎026-264-7007 ※県道: 上田建設事務所維持管理課 ☎0268-25-7164 ※市道: 市建設課管理係 ☎0268-64-5892

手続 (関連法規)	手続が必要となる場合	確認方法・手続内容	問合せ先・提出先
(農地法、農業振興地域の整備に関する法律)	農地を農地以外のものにする場合又は農地を農地以外のものにするために所有権等の権利を設定又は移転する場合。 なお、農用地区域内の土地については、市町村が農用地区域から除外する場合には限られる。	土地登記簿の地目ではなく、その土地の現況により、田、畑等の耕作の目的に供される土地に該当するか否かを農業委員会に確認する。 農業委員会を經由して、都道府県知事又は指定市町村長の農地転用許可を受けなければならない。	※農地転用許可手続： 市農業委員会 ☎0268-64-0535 ※農用地区域から除外するための手続： 市農林課農政係 ☎0268-64-5894 ※上田地域振興局農政課 ☎0268-25-7125 長野県農政部 農業政策課（農地調整係） ☎026-235-7214
(東御市公共物管理条例)	水路敷・認定外道路等に工作物等を設置や施工をするために水路敷・認定外道路等を占有する場合	公共物管理条例占有許可申請書を提出し、道路管理者の許可を受けなければならない。	東御市建設課管理係 ☎0268-64-5892
(自営工事手続)	道路敷を工事する場合	道路自営工事承認申請書を提出し、道路管理者の許可を受けなければならない。	※国道：長野国道事務所管理第一課 ☎026-264-7007 ※県道：上田建設事務所維持管理課 ☎0268-25-7164 ※市道：市建設課管理係 ☎0268-64-5892
(林地開発許可手続)	地域森林計画の対象となっている民有林(保安林、保安施設地区の森林は除く)内において、面積が1ヘクタールを超える規模で開発を行う場合	市町村林務担当部署に問い合わせ、地域森林計画の対象となっているか否かを確認する。 都道府県知事の許可を受けなければならない。 (なお、1ヘクタール以下であっても立木を伐採する場合には、あらかじめ市町村長へ伐採及び伐採後の造林の届出書を提出しなければならない。)	※伐採の届出・伐採後の造林の届出：市農林課耕地林務係 ☎0268-64-5898 ※林地開発許可：上田地域振興局林務課 ☎0268-25-7139 長野県林務部 森林づくり推進課（保安林係） ☎026-235-7275

手続 (関連法規)	手続が必要となる場合	確認方法・手続内容	問合せ先・提出先
行 (為 自 許 然 可 公 申 園 請 法 等 手 続)	(国立公園・国定公園) ①特別地域で工作物の新・改・増築、土地の形状変更、木竹の伐採等をする場合 ②特別保護地区で工作物の新・改・増築、土地の形状変更、木竹の伐採等をする場合 ③普通地域で大規模な工作物の新・改・増築、土地の形状変更等をする場合 (都道府県立自然公園) ④特別地域で工作物の新・改・増築、土地の形状変更、木竹の伐採等をする場合 ⑤普通地域で大規模な工作物の新・改・増築、土地の形状変更等をする場合	右記に問い合わせの上、公園計画図等により、自然公園法に規定される各地域等に該当するか否かを確認する。 ①国立公園は環境大臣又は都道府県知事の許可、国定公園は知事の許可を受けなければならない。 ②国立公園は環境大臣の許可、国定公園は都道府県知事の許可を受けなければならない。 ③国立公園は環境大臣又は都道府県知事への届出、国定公園は都道府県知事への届出をし、届出後30日を経過した後でなければ行為に着手してはならない。 ④都道府県知事の許可を受けなければならない。 ⑤都道府県知事への届出をし、届出後30日を経過した後でなければ行為に着手してはならない。	※長野自然環境事務所 ☎026-231-6572 ※上田地域振興局環境課 ☎0268-25-7134 長野県環境部 自然保護課 ☎026-235-7178
(土 地 の 形 質 汚 染 手 変 対 統 策 に 係 る 届)	土地の掘削その他の土地の形質の変更であって、その対象となる土地の面積が3,000㎡以上の場合	当該土地の形質の変更に着手する日の30日前までに、当該土地の形質の変更の場所及び着手予定日その他事項を都道府県知事等に届け出なければならない。	※上田地域振興局環境課 ☎0268-25-7134 長野県環境部水大気環境課 ☎026-235-7162
(埋 蔵 文 化 財 保 護 手 続)	周知の埋蔵文化財包蔵地を発掘しようとする場合	埋蔵文化財のデータベース等により管理されているため、周知の埋蔵文化財包蔵地が該当するか否かを教育委員会に照会する。 発掘に着手しようとする日の60日前までに、都道府県・政令指定都市等の教育委員会に事前の届出等を行わなければならない。 注：ここでいう「発掘」とは土木工事全般のことを指します。住宅建設・解体や、農地の改良等のための掘削を伴う工事すべてが対象です。	※市教育課文化財係 ☎0268-75-2717

手続 (関連法規)	手続が必要となる場合	確認方法・手続内容	問合せ先・提出先
景観法 及び 長野県 景観条例 の 届出手続	<p>○太陽光発電施設を建設する場合 (一般地域) 太陽電池モジュールの築造面積の合計(一団の土地又は水面に設置される太陽光発電施設に係る太陽電池モジュールの水平投影面積の合計)が1,000㎡を超えるもの (景観育成重点地域)</p> <p>太陽電池モジュールの築造面積の合計(一団の土地又は水面に設置される太陽光発電施設に係る太陽電池モジュールの水平投影面積の合計)が20㎡を超えるもの</p> <p>○建築物の屋根、屋上等に太陽光発電施設(設備)を後から設置する場合 (一般地域)</p> <p>太陽電池モジュールの設置面積が400㎡を超えるもの (景観育成重点地域)</p> <p>太陽電池モジュールの設置面積が25㎡を超えるもの</p>	<p>○手続きが必要な区域 長野県景観計画の区域(景観行政団体である市町村の区域を除く区域)</p> <p>○届出時期 景観法に基づく事前届出を、行為の着手の30日前までに、建設地の市役所(町村役場)を経由し上田建設事務所に提出する。(届出が受理されてから30日を経過した後でなければ当該行為に着手することができない。)</p> <p>○建設地(設置場所)が「一般地域」、「景観育成重点地域」のいずれかに該当するかは、当該市町村に確認する。</p>	<p>(提出先) ※市建設課住宅係 ☎0268-64-5882</p> <p>(問合せ先) ※上田建設事務所 建築課 ☎0268-25-7143</p> <p>又は長野県建設部 都市・まちづくり課(景観係) ☎026-235-7348</p>

手続 (関連法規)	手続が必要となる場合	確認方法・手続内容	問合せ先・提出先
保安規定の届出手続 (電気事業法)	<p>事業用電気工作物に該当する発電設備を設置する場合</p> <p>※発電設備(出力50kW未満の太陽光発電設備を除く。)とその発電した電気を使用する設備の場合</p>	<p>業務を管理する者の職務及び組織に関する事、従事者に対する保安教育に関する事、保安のための巡視、点検及び検査に関する事などを記載した保安規定を定め、発電設備の使用の開始前まで(工事計画届が必要となる発電設備の設置工事に関しては工事の開始前まで)に経済産業大臣に届け出なければならない。</p>	<p>中部近畿産業保安監督部(電力安全課)等 ☎052-951-2817</p>
主任技術者の選任及び (電気事業法)	<p>事業用電気工作物に該当する発電設備を設置する場合</p> <p>※発電設備(出力50kW未満の太陽光発電設備を除く。)</p>	<p>事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督をさせるため、主任技術者を選任し、経済産業大臣へ届け出なければならない。</p> <p>届出は発電設備の使用開始前まで(工事計画届が必要となる発電設備の設置工事に関しては工事の開始前まで)。</p>	<p>中部近畿産業保安監督部(電力安全課)等 ☎052-951-2817</p>
工事計画の届出手続 (電気事業法)	<p>事業用電気工作物を設置する場合</p> <p>※太陽電池発電所(出力2,000kW以上)</p>	<p>工事の開始30日前までに「工事計画書届出書」を経済産業大臣に届け出なければならない。</p>	<p>中部近畿産業保安監督部(電力安全課) ☎052-951-2817</p>
使用前電気安全管理 (電気事業法)	<p>工事計画の届出をして設置や変更の工事をする事業用電気工作物で、省令で定めるものを設置する場合</p>	<p>設置者は、省令で定めるところにより、定期的に、当該事業用電気工作物について自主検査を行い、技術基準に適合していることを確認し、その結果を記録、保存しなければならない(定期事業者検査)。</p> <p>設置者は定期事業者検査の実施に係る体制について、省令で定める時期に、国又は国の登録を受けた者が行う審査を受けなければならない(定期安全管理審査)。</p>	<p>中部近畿産業保安監督部(電力安全課) ☎052-951-2817</p>

手続 (関連法規)	手続が必要となる場合	確認方法・手続内容	問合せ先・提出先
(建築基準法) 建築確認申請	<p>○太陽光発電設備に係る手続</p> <p>①土地に自立して設置するもの 以下の場合を除き、建築確認が必要。 (1) 以下の (i) 及び (ii) に該当するもので、高さが4m以下のもの (i) 当該設備自体のメンテナンスを除いて架台下の空間に人が立ち入らない場合 (ii) 架台下の空間を居住等の屋内的用途に供しない場合 (2) 電気事業法第2条第1項第18号に規定する電気工作物に該当する場合</p> <p>②既存の建築物の屋上に取り付けるもの 架台下の空間に人が立ち入らない等のものについては、定期検査の対象として特定行政庁が指定するものを除き、建築確認が不要となる。 (※特定行政庁：建築主事を置く地方公共団体)</p> <p>○太陽光発電設備に付属する建築物に係る手続 以下の場合を除き、建築物を建築する場合、建築確認が必要。 ・当該付属施設がパワーコンディショナを収納する専用コンテナで、内部に人が立ち入らない等のものである場合</p>	<p>建築主は、建築確認の申請書を提出し、建築主事等の確認を受けなければならない。</p>	<p>※市建設課住宅係 ☎0268-64-5882</p> <p>※上田建設事務所建築課 ☎0268-25-7143</p>
河川の (河川法) 占用等許可手続	<p>(河川区域内) 河川区域内の土地を占用する場合及び河川区域内において工作物を新設等する場合。</p> <p>(河川保全区域内) 河川保全区域内において工作物を新築等する場合。</p>	<p>許可申請書を提出し、河川管理者の許可を受けなければならない。</p>	<p>※市建設課管理係 ☎0268-64-5892</p> <p>※上田建設事務所維持管理課 ☎0268-25-7164</p>

手続 (関連法規)	手続が必要となる場合	確認方法 手続内容	問合せ先 提出先
法 び 砂 ・ 砂 防 長 防 指 野 設 定 県 備 地 砂 占 内 防 用 に 指 の お 定 許 け 地 可 る 管 手 制 理 続 限 条 一 行 例 砂 為 一 防 及	○砂防指定地内における以下の制限行為を行う場合 ①建築物、施設その他の工作物の新築、改築、増築、移転又は除去 ②立木若しくは竹の伐採又はそれらの滑下若しくは地引きによる運搬 ③切り取り、盛土、掘削その他の土地の形質を変更する行為 ④たん水又は水を放流し、若しくは浸透させる行為 ⑤土石砂れきの採取、鉱物の採掘又はこれらの集積若しくは投棄 ⑥樹根又は草根の採取 ⑦牛馬その他の家畜の放牧 ○砂防設備の占用	右記に問い合わせの上、許可申請書を提出し、許可を受けなければならない。	※上田建設事務所維持管理課 ☎0268-25-7164 長野県建設部砂防課 ☎026-235-7316
法 行 地 一 為 す 許 べ 可 り 手 防 続 止 一 区 地 域 す 内 べ に り お 等 け 防 る 止 制 限	○地すべり防止区域内における以下の制限行為を行う場合 ①地下水を誘致し、又は停滞させる行為で地下水を増加させるもの、地下水の排水施設の機能を阻害する行為その他地下水の排除を阻害する行為（政令で定める軽微な行為を除く。） ②地表水を放流し、又は停滞させる行為その他地表水のしん透を助長する行為（政令で定める軽微な行為を除く。） ③のり切又は切土で政令で定めるもの ④ため池、用排水路その他の地すべり防止施設以外の施設又は工作物で政令で定めるもの（以下「他の施設等」という。）の新築又は改良	右記に問い合わせの上、許可申請書を提出し、許可を受けなければならない。	※上田建設事務所維持管理課 ☎0268-25-7164 長野県建設部砂防課 ☎026-235-7316
防 一 る 急 止 急 制 傾 に 傾 限 斜 関 斜 行 地 す 地 為 崩 る の 許 壊 法 崩 可 危 律 壊 手 険 一 に 続 区 よ 域 る 内 災 に 害 お の け	○急傾斜地崩壊危険区域における以下の制限行為を行う場合 ①水を放流し、又は停滞させる行為その他水のしん透を助長する行為 ②ため池、用水路その他の急傾斜地崩壊防止施設以外の施設又は工作物の設置又は改造 ③のり切、切土、掘さく又は盛土 ④立木竹の伐採 ⑤木竹の滑下又は地引による搬出 ⑥土石の採取又は集積 ⑦前各号に掲げるもののほか、急傾斜地の崩壊を助長し、又は誘発するおそれのある行為で政令で定めるもの	右記に問い合わせの上、許可申請書を提出し、許可を受けなければならない。	※上田建設事務所維持管理課 ☎0268-25-7164 長野県建設部砂防課 ☎026-235-7316

その他

このガイドラインは、今後の社会情勢の変化、法令等の改定により、必要に応じて随時見直しを行うこととする。

太陽光発電施設
(再生可能エネルギー電気事業)
設置に関するガイドライン

平成31年2月発刊

発行 市民生活部生活環境課

〒389-0592 長野県東御市県 281-2

TEL 0268-64-5896 (直通)

FAX 0268-63-6908

メールアドレス seikan@city.tomi.nagano.jp